

介護老人保健施設かぐやの里 施設サービス 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人輝家会が開設する介護老人保健施設かぐやの里(以下「事業所」という。)が行う介護老人保健施設の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設 かぐやの里
- (2) 所在地 奈良県北葛城郡広陵町大字三吉1799番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所に勤務する従業員の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。但し管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の施設又は、訪問、通所系居宅サービス事業の管理者と兼務することがある。
- (2) 支援相談員 1名以上(常勤)
利用者の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握と施設介護計画等の作成及び家族との連絡調整にあたる。
- (3) 介護職員 25名(常勤もしくは非常勤でこの人員は必要に応じて増員することがある。)
施設サービスに基づいて介護サービスの提供にあたる。
- (4) 看護職員 6名以上(常勤・非常勤)
利用者の健康状態チェックにあたる。
- (5) 作業療法士・理学療法士 3名以上(常勤・非常勤)
利用者の日常生活上の機能訓練にあたる。
- (6) 事務職員 2名以上(常勤・非常勤)
必要な事務一般の業務を行う。

- (7) 医師 1名以上(常勤・非常勤)
利用者の健康管理にあたる。
- (8) 薬剤師 1名(非常勤)
利用者の薬剤の管理を行う。
- (9) 管理栄養士 1名(常勤)
利用者の栄養管理にあたる。
- (10) 介護支援専門員 1名以上(常勤)
施設サービス計画等の作成及び関係機関との連絡調整を行う。

(業務日及び業務時間及び定員)

第5条 事業所の業務日及び業務時間は次の通りとする。

- (1) 業務日 年中無休
- (2) 業務時間 午前9時00分～午後6時00分まで
- (3) 事業の利用定員は80名とする。(短期入所療養介護を含む)

(事業所の業務内容)

第6条 事業所の業務内容は、次の通りとする。

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 食事サービス
- (3) 入浴サービス (一般浴槽・特別浴槽)
- (4) 医学管理・看護
- (5) 介護 (退所時の支援を含む)
- (6) 機能訓練 (リハビリテーション・レクリエーション)
- (7) 援助サービス
- (8) 利用者が選択する特別な食事提供
- (9) 理美容サービス
- (10) 栄養管理
- (11) 口腔衛生の管理
- (12) 手続きの代行
- (13) その他

(利用料等)

第7条

1. 介護老人保健施設サービスを提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該介護老人保健施設が法定代理受領サービスである時は利用者の負担割合に応じた額とする。

基本料金

① 施設利用料（通常は介護保険規定額の一割）

	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
多床室	7 9 3 円	8 4 3 円	9 0 8 円	9 6 1 円	1 0 1 2 円
従来型個室	7 1 7 円	7 6 3 円	8 2 8 円	8 8 3 円	9 3 2 円

※但し、入所後30日間に限り、上記料金に30円又は60円の加算となる。

※外泊時は、外泊初日及び外泊最終日以外の日に限り、上記料金に代えて362円となる。

② 食費：利用者負担

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300円／日	390円／日	650円／日	1360円／日	1880円／日

③ おやつ代 200円

④ その他、日常生活上の便宜の提供にかかる費用

- ・日用品費 200円
- ・教養娯楽費 200円

⑤ 居住費：利用者負担

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
多床室	0円／日	430円／日	430円／日	560円／日
従来型個室	550円／日	550円／日	1370円／日	1728円／日

2. 前項各号の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名、押印）を受ける事とする。

(事業利用に当たっての留意事項)

第8条 事業の利用にあたっての留意点は、次の通りとする。

- (1) 事業実施にあたっては、利用者又はその家族の承認を得た施設サービス計画を作成し、計画に基づいて、利用者の機能訓練及び日常生活を行うのに必要な援助を行う。
- (2) 事業実施にあたっては、常に懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法について十分な理解を得られるよう説明を行う。
- (3) 利用者には要介護度に応じ、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練
その他必要なサービスを利用者の要望に応じて適切に提供する。

1. 特に、認知症である老人に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスを提供する。
2. 感染症対策体制の徹底、介護事故発生の防止、褥瘡の防止等、サービスの質を向上させるため、各種委員会活動を実施します。

(5) それぞれの利用者について、施設サービス計画に従ってサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等における対応法)

第9条 事業所の従業者は、事業の実施中に利用者の状態が急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族及び主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

(非常災害時における対策)

第10条 事業者は、非常災害に備えて防災計画を立てると共に、定期的に避難・救出その他必要な訓練を年2回以上実施する。また訓練の際は地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(その他運営についての重要事項)

第11条

1. 事業所の従業者の質的向上をはかるための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
2. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人輝家会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
5. 事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

6. 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
7. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画(BCP)に従い年2回の訓練を実施する。
8. 事業者は全ての従業員に対し、健康診断等を定期的の実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
2. 虐待防止のための指針の整備
3. 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(身体拘束)

第13条 事業者は、当施設利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

1. 事業者は身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を毎月開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとする。
2. 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
3. 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年2回実施する。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から実施する。

改訂後の第4条の規定は平成25年8月1日から施行する。

改訂後の第7条の規定は平成27年4月1日から施行する。

改正後の第7条の規定は平成27年8月1日から施行する。

改正後の第7条の規定は平成30年4月1日から施行する。

改正後の第1条、第11条の規定は平成30年10月16日から施行する。

改正後の第7条の規定は令和元年10月1日から施行する。

改正後の第7条第8条の規定は令和3年4月1日から施行する。

改正後の第7条の規定は令和3年8月1日から施行する。

改正後の第12条の規定は令和4年4月1日から施行する。

改正後の第6条、第7条、第10条、第11条、の規定は

令和6年4月1日から施行する。

改正後の第7条、第11条の規定は令和6年8月1日から施行する。

改正後の第13条の規定は令和7年4月1日より施行する。